

品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱

制定 令和3年3月26日 要綱第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区が一般開放可能な喫煙所を運営する者を対象に、当該喫煙所の維持管理経費に対する補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、国、独立行政法人および地方公共団体以外の者であって、区内において次に掲げる要件を満たす喫煙所（以下「喫煙所」という。）を運営するものとする。

- (1) 床面積が5㎡以上あること。
- (2) 一般に開放し、無料で利用できること。
- (3) 壁および天井で囲まれた閉鎖型の構造物であり、専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。
- (4) 出入口に扉を設けていること。
- (5) 給排気設備を設けており、排煙が人の往来が多い区域または他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。
- (6) 出入口において、喫煙所内に向かう風速が秒速0.2m以上あること。
ただし、喫煙所内から非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない等の対策が取られている場合は、この限りでない。
- (7) 区が指示する内容を記載した案内表示をしていること。
- (8) 区が実施する喫煙所の周知に協力していること。
- (9) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態および運営であること。
- (10) 利用可能時間帯等が広く一般に利用できるものであること。
- (11) 設置について近隣住民の理解を得られていること。

2 この要綱に基づく補助金は、一の喫煙所につき、当該補助金の交付を受けた最初の年度から起算して5年度に限り、交付を受けることができるものとする。

(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は電気代、空気清浄機の保守点検に関する費用、火災保険料、清掃・ゴミ処理委託費等、喫煙所の維持管理に係る費用（土地および建物の賃料を除く。）とし、補助金の交付額は予算の範囲内において、交付対象経費の3分の2の額

(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、120万円を限度とする。

- 2 この要綱に基づく補助金以外に、喫煙所の維持管理に関し、他の補助金等が支払われる場合は、当該補助金等の金額を差し引いた額を交付対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 喫煙所を設置した土地または建物について、正当な所有者または使用者であることを証する書面(登記事項証明書(発行後3カ月以内のもの)、賃貸借契約書の写し等)
- (2) 土地または建物を使用する(その一部を使用する場合を含む。)ことにより、喫煙所の設置を行い、当該喫煙所を運営する者にあつては、当該喫煙所の設置等に関して当該土地または建物の所有者の同意が確認できるもの
- (3) 喫煙所の設置場所の周辺の地図
- (4) 喫煙所の図面(喫煙所の面積、換気扇等の設備および排気先の位置が分かるもの)ならびに健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)に規定する技術的基準を満たすことを証する書類(出入口の空気の気流の計算書類等)
- (5) 喫煙所の外観および内部の現況が分かる写真
- (6) 喫煙所の維持管理に係る経費の予定金額の内訳およびその算出基準が分かる書類
- (7) この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする喫煙所の維持管理に関し、他の補助金等が支払われている場合は、当該補助金等の金額および内訳が分かる書類
- (8) その他区長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付申請を行うことができる期限は、一の喫煙所について、次の各号に掲げる補助金の申請を行う年度の区分に応じ、当該各号に規定するものとする。

- (1) 初年度 喫煙所の維持管理を行い、交付対象経費が発生するまで
- (2) 2年度以降 原則、4月10日(その日が品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項の品川区の休日に当たるときは、品川区の休日の翌日)

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、その内容を

審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、不適当と認めるときは補助金の不交付を決定し、喫煙所の維持管理経費に対する補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付すことができる。

（変更の申請）

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた経費の配分または交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ喫煙所の維持管理経費等に関する変更申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは喫煙所の維持管理経費等に関する変更承認通知書（第5号様式）により交付決定者に通知し、不適当と認めるときは喫煙所の維持管理経費等に関する変更不承認通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（廃止の届出）

第7条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた喫煙所を廃止するときは、喫煙所廃止届（第7号様式）により区長に届け出なければならない。ただし、区長が認めるときは、これを省略することができる。

（維持管理経費等に関する報告）

第8条 交付決定者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けた会計年度の終了後、速やかに喫煙所の維持管理経費等に関する報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 維持管理経費に係る領収書またはそれと同等と認められるもの
- (2) 維持管理経費の内訳が分かる書類
- (3) 喫煙所の外観および内部の現況が分かる写真
- (4) この要綱に基づく補助金以外に、喫煙所の維持管理に関し、他の補助金等が支払われる場合は、当該補助金等の金額および内訳が分かる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 区長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、喫煙所の維持管理経費に対する補助金額確定通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知する

ものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査等の結果、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に是正を求めることができる。

(補助金の請求および交付)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付請求書(第10号様式)により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 第2条各号の要件のいずれかを欠くこととなったとき。
 - (4) 第7条の規定により、補助金の交付決定を受けた喫煙所を廃止したとき。
 - (5) その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。

(調査)

第13条 区長は、交付決定者に対して、喫煙所の運営等について必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付申請書

品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

喫煙所の設置場所		
喫煙場所の名称		
喫煙所の設置日	年	月 日
補助金申請期間	<input type="checkbox"/> 初回申請 <input type="checkbox"/> 再申請 （ 年目）	
	年	月 日 から
	年	月 日 まで
経費配分	総事業経費	円
	補助対象経費	円
	他の補助金等	円
	交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円

第1号様式（別紙）

喫煙所の設置状況および運営計画	
喫煙所の所有形態	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 使用（賃貸） <input type="checkbox"/> その他（ ）
喫煙所の面積および 収容人数	<input type="text"/> m ² <input type="text"/> 人
給排気設備	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置（取替）予定
喫煙所専用 電気メーター	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置（取替）予定 <input type="checkbox"/> なし
喫煙所専用 水道メーター	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置（取替）予定 <input type="checkbox"/> なし
付帯設備 ※設置済または設置（取替）予定の設備の <input type="checkbox"/> にチェックを入れ、（ ）内に個数を記載する。	<input type="checkbox"/> 空気清浄機 （ ） <input type="checkbox"/> 分煙機 （ ） <input type="checkbox"/> 脱臭機 （ ） <input type="checkbox"/> 灰皿 （ ） <input type="checkbox"/> 椅子 （ ） <input type="checkbox"/> 自動販売機 （ ） <input type="checkbox"/> 消火器 （ ） <input type="checkbox"/> 熱探知機 （ ） <input type="checkbox"/> 喫煙所の案内板 （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
管理の形態	<input type="checkbox"/> 有人 <input type="checkbox"/> 無人
	吸殻の処理方法、機器のメンテナンス、清掃委託の有無等
工事内容等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 設備の改修・再整備 <input type="checkbox"/> 工事の必要なし

運用開始日 (予定)	
運用日数・時間	<p style="text-align: center;">日 月 火 水 木 金 土</p> <p style="text-align: center;">時 分 ~ 時 分</p> <p style="text-align: center;">(その他休業日)</p>
緊急時の連絡先	
<p>その他 ※確認し、問題 がなければ□に チェックする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 近隣の居住者、テナント等の同意が得られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備・運営が法令に抵触せず、公序良俗に反していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 誰もが無料で利用できる喫煙所である。</p>

様

品川区長

印

喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付の補助金の交付申請については、審査の結果、補助金の交付を決定したので、品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の交付対象となる喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 補助金交付決定額 金 円

3 経費配分

総事業経費	補助対象経費	補助金額

4 補助条件

別紙のとおり

第2号様式 別紙

- 1 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- 2 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- 3 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- 4 事業内容を著しく変更しようとするとき、または中止しようとするときには、あらかじめ所定の様式を区長に提出すること。
- 5 区長から喫煙所の設置、運用等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- 6 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
 - ・ 交付決定の内容または付した条件に違反したとき
 - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき
- 7 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- 8 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- 9 その他特に区長が定める条件 ()

発第 号

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の維持管理経費に対する補助金不交付決定通知書

年 月 日付の補助金の交付申請については、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したので、品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の交付申請のあった喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 不交付の理由

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）
（団体名）
氏名（代表者名）
電話番号

喫煙所の維持管理経費等に関する変更申請書

年 月 日付（ ）で交付決定を受けた喫煙所の維持管理経費に対する補助金については、下記のとおり変更したいので、品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

1 補助金の交付決定を受けた喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 計画の変更内容等

変更内容	
理由	

発第 号
年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の維持管理経費等に関する変更承認通知書

年 月 日付の変更申請については、審査の結果、承認したので、品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 変更申請のあった喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 承認内容

変更内容	
理由	

3 承認するにあたっての条件

発第 号

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の維持管理経費等に関する変更不承認通知書

年 月 日付の変更申請については、審査の結果、不承認としたので、品川区喫煙所維持管理経費に対する補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 変更申請のあった喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 申請内容等

変更内容	
理由	

3 不承認の理由

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙所廃止届

年 月 日付（ ）により補助金の交付決定を受けた喫煙所を廃止するので、品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止する喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 廃止の理由

3 廃止年月日

年 月 日

品川区長 あて

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙所の維持管理経費等に関する報告書

年 月 日付（ ）により補助金の交付決定を受けた喫煙所の維持管理経費等について、品川区喫煙所の維持管理に対する補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定を受けた喫煙所

設置場所	
名称	
運用開始日等	年 月 日
	初年度 ・ () 年目

2 補助金の対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 維持管理経費

維持管理経費の総額	円
補助金の対象経費	円
補助金交付決定額	円

第9号様式（第9条関係）

発 第 号

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の維持管理経費に対する補助金額確定通知書

年 月 日付で提出された喫煙所の維持管理経費等に関する報告書については、審査の結果、適当と認め補助金額を確定したので、品川区喫煙所維持管理経費に対する補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる喫煙所

（設置場所）

（名称）

- 2 補助金交付確定額 金 円

経費区分	総事業経費	円
	補助対象経費	円
	交付決定額	円
	交付確定額	円

- 3 補助条件

別紙のとおり

第9号様式 別紙

- 1 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- 2 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- 3 区長から喫煙所の設置、運用等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- 4 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
 - ・ 交付決定の内容または付した条件に違反したとき
 - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき
- 5 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- 6 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- 7 その他特に区長が定める条件 ()

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付請求書

年 月 日付（ ）により確定した喫煙所の維持管理経費に対する補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座

		銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
預金 種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄（○で囲む）	口座番号	
フリガナ			
氏名			

※振込口座は、申請者の口座に限ります。

第11号様式（第11条関係）

発第 号

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付決定取消通知書

年 月 日付（ ）で通知した補助金の交付決定については、当該決定を取り消すこととしたので、品川区喫煙所の維持管理経費に対する補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の交付決定を取り消す喫煙所

（設置場所）

（名称）

2 取消日（取消事由の発生日）

年 月 日

（ 一部取消し 全部取消し ）

3 取消理由